

身体的拘束等適正化のための指針

1 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。特別養護老人ホーム柏松苑、地域密着型特別養護老人ホーム柏松苑別館穂の香、村田町デイサービスセンター、谷山介護支援センター（以下、施設という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員各自が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(方針)

- ・原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。
- ・身体拘束のない施設を目指し、全職員が身体拘束の廃止に取り組む。
- ・利用者の人格を尊重し、全職員が共通の認識と行動を持つように努める。
- ・事故が起きない環境を整備し、臨機で柔軟な体制を確保する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外 3 原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性 … 本人や他者の生命・身体が危険に晒される緊急性が著しく高い
- ② 非代替性 … 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がない
- ③ 一時性 … 身体拘束その他の行動制限が一時的なもの

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要になる。

2 身体的拘束適正化委員会に関する事項

(1) 身体的拘束適正化委員会の設置

身体的拘束適正化委員会（指定基準省令第183条の規定に基づく身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会）を設置し、3か月に1回以上開催する。

(2) 委員会委員の構成

身体的拘束適正化委員会は、施設長、管理者、各部署責任者、実務担当者等で構成する。必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医、専門医の助言を仰ぐ。

① 特別養護老人ホーム柏松苑

- ・ 施設長（委員長）

- ・生活相談員（身体拘束適正化担当者）、介護支援専門員
- ・ケアワーカー主任、ユニットリーダー
- ・看護師主任
- ・管理栄養士
- ・協力医

② 特別養護老人ホーム柏松苑別館穂の香

- ・施設長（委員長）
- ・生活相談員（身体拘束適正化担当者）、介護支援専門員
- ・ケアワーカー主任、ユニットリーダー
- ・看護師主任
- ・管理栄養士
- ・協力医

③ 村田町デイサービスセンター

- ・管理者（委員長）
- ・センター主任
- ・生活相談員
- ・看護師
- ・ケアワーカー

④ 谷山介護支援センター

- ・管理者（委員長）
- ・介護支援専門員

（3）身体的拘束適正化委員会の役割・協議内容

身体的拘束適正化委員会では、以下の項目について検討・決定する。

- ① 身体拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し。
- ② 虐待や身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討や対策を講じる。
- ③ 日常のケアを見直し、尊厳のあるケアが行われているかを点検する。
- ④ 例外的に身体拘束を行う場合、必要な手続きや方法等について指導する。
- ⑤ 例外的に実施した身体拘束の解除に向けた対策（適正化策）を検討する。
- ⑥ 身体拘束解除の対策（適正化策）を講じた場合には、その効果の評価

（4）身体的拘束適正化委員会議事録の掲示

身体的拘束適正化委員会の結果は、議事録を回覧し、館内掲示して全職員に周知徹底する。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束等適正化のため、介護職員その他の従業者に対して、以下の基本指針に基づき教育・研修を行う。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

（主な研修内容）

- ・身体的拘束等の適正化に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発
- ・本指針に基づく、身体的拘束等の適正化に関する徹底

身体的拘束等の適正化のための職員研修は、研修内容、実施日時、参加者等の情報を所定の用紙に記録し、研修資料とあわせて保存する。

4 身体拘束を行う場合の対応方法に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順にしたがって実施する。

- ① 身体的拘束適正化委員会を中心にカンファレンスを開催する。
- ② 例外3原則（切迫性、非代替性、一時性）の要件を確認、検討する。
- ③ 身体拘束によって利用者が受ける心身の弊害やリスクについて検討する。
- ④ 責任者または副責任者が身体拘束の可否を最終判断する。
- ⑤ 拘束を行う場合はその様態、方法、やむを得ない理由、時間、期間等を検討する。
- ⑥ 身体拘束の早期解除について方法等を検討する。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の様態、目的、身体拘束を行う時間、時間帯、期間等とともに改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の様態、目的、身体拘束を行う時間、時間帯、期間等を確認のうえ、身体的拘束適正化委員会の議事録として記録を残し、実際の拘束時間、利用者の様子等を経過観察記録に記録する。また、それらの記録情報をもとに、職員間、家族等関係者間で情報を共有し、例外3原則の要件を満たしているかを随時観察、確認する。同時に身体拘束の解除に向けた検討を行うとともに、要件を満たさない場合には、ただちに解除する。

5 この指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにする。

附則

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

この指針は、令和3年10月1日より施行する。

この指針は、令和5年4月1日より施行する。